

## 第5回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成30年12月11日（火）18:06～18:31

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、林いづみ

（専門委員）川田順一、濱西隆男、八剣洋一郎

（政府）奥田内閣官房IT総合戦略室参事官

（事務局）窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者）厚生労働省：宮寄大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
道野医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
竹林医薬・生活衛生局生活衛生課長

4. 議題：

（開会）

関係省庁からのヒアリング

・個人事業主の事業承継について(厚生労働省)

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第5回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日、野坂委員、原委員、大崎専門委員、國領専門委員、田中専門委員、佐久間専門委員、堤専門委員が御欠席でございます。

○安念部会長代理 ほとんど休みですね。

○高橋部会長 でも、ちゃんと成立しています。

本日は、個人事業主の事業承継について、厚生労働省よりヒアリングを行いたいと思います。

個人事業主の事業承継については、第2回行政手続部会において、事務局より現状を御説明いただいたところです。

今回は、厚生労働省より手続簡素化に向けた御意見及び今後の進め方について、御説明を頂戴したいと思います。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただき、これを受けて御質問、御議論をお願いしたいと思います。

まずは、厚生労働省より資料1及び資料2に沿って、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

○宮寄審議官 厚生労働省の生活衛生・食品安全審議官の宮寄でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

お手元の資料で、まず、資料1でございますが、食品衛生法の関係でございます。

「対応方針」と記載させていただいておりますが、政府全体の方針として、円滑な事業承継に向けた環境整備を行う場合には、食品衛生法に基づく事業承継についても、他法における対応の検討状況を踏まえた上で、簡素化に向けて検討を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

もう一点のほうでございますが、資料2のほうですが、理容師、美容師、クリーニング業、それから、旅館業の関係でございますが、こちらにつきましても、政府全体の方針として、円滑な事業承継に向けた環境整備を行う場合には、それぞれの法律に基づく事業承継につきましても、他法における対応の検討状況を踏まえた上で、簡素化に向けた検討を進めさせていただければと考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見や御質問等があれば、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

一応、参考資料なども見ていただきながら、いろいろと御意見、御質問等をしていただければありがたいと思っております。

では、まず、参考資料で言いますと、2ページ目ですけれども、厚生労働省の所管の事業について、全体の中で、食品であるとか、美容師であるとか、理容師であるとか、かなりの割合を全体として占めていらっしゃる。したがって、他業種について横目で見るというよりも、厚生労働省として主体的に事業者の声を酌み取っていただいて、生前承継の話についてしっかり措置をしていただくという方向に動いていただきたいのですけれども、そこは、いかがでしょうか。

○道野課長 食品監視安全課長の道野でございます。

実は、食品衛生法につきましては、前国会で改正をしたというような状況がございます。

それに伴って、昨年から事業者の方々にいろいろな形でヒアリングだとか、もちろん法律案のパブコメだとか、そういったことで意見はずっと聴取してきたところですが、実は、本件に関しても具体的要望というのを、もう一回調べてみたのですけれども、1件も出てこなかったというようなことがございました。

ですので、もちろん、これに特化して聞けば、また、要望が出てくるのかもしれないですけれども、私どものほうで、今のところ具体的な要望というのを把握していないというのが現状でございます。

そういったことで、食品衛生法の文脈の中で、こういった観点のみで法律を改正すると

いうのは、なかなかハードルが高い部分もあるのかなと考えております。

○高橋部会長 これ1点で改正するのは難しいのだけれども、そういう意味では、何がしか全体としてきっかけがあれば、それに合わせてということは十分あり得ると、そういう話ですかね。

○道野課長 それと、これは、地方自治体が現場を抱えているわけなのですが、自治体サイドの現場の言い分から言うと、例えば、承継する可能性がある人が何人かいて、申請があつて認めてしまった場合、要は、ほかの承継の権利のある人たちから、また、何で認めたのだ、みたいな話に巻き込まれるというのは、なかなか行政手続の簡素化という点からは少し逆行するような部分もあると思いますし、自治体は、そういうのを割と忌避したがるというところもあるのです。

そういう意味で、ほかの制度も含めて、手続というのですかね、今の相続の場合は、相続の協議書を出してもらうということで承継を認めているわけなのですが、そういう手続をいろいろな制度も含めて、全体で統一的なもので食品衛生法に限らず、他法も含めて整理していただけると、非常に現場のほうもやりやすいのではないかと思います。

○高橋部会長 やるとなるとどうするかは立法的な話として決めればいい話で、要は厚労省として、これについて取り組んでいただくような気持ちがあられますかと、その確認なのですけれども、そこは、いかがなのでしょう。

○道野課長 はい、もちろん、これについて何か問題があると考えているわけではございません。取り組みたいと考えております。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

では、八剣専門委員、どうぞ。

○八剣専門委員 私、余りこの手のことは詳しくないのですが、「従来の取扱い」というところを見ると、両方とも全く同じ文章になっていますね。「一方で、営業者の死という偶然の事情」も全く一緒ですね。

ここの行だけを見ると、実によく考えられていて「それにより、突然に営業の廃止に至るのは不合理であることに鑑み」うんぬんかんぬん「営業者の負担を軽減することとしたもの」と、これは全くそのままだと思ふのですが「したがって」から先が続いていないような気がしてしょうがないのです。生前の営業譲渡手続というのは、上の「突然に営業の廃止に至るのは不合理であることに鑑み」というのであれば、生前の営業譲渡手続がなしに、この不合理であることを逃れることはできないような気がして、この文章そのものが何か矛盾していないですか。

2段目を認めるのだとすると「したがって」からは、生前の営業譲渡手続を含め何とかかんとかと書くのが普通なのではないですか、上と矛盾しているような気がするのですが、そんなことはないですか。

○高橋部会長 どうぞ。

○竹林課長 従来の取扱いについては、このようなお話を頂いたときに、現行制度はこう

なっているので、なかなか難しいですよというスタンスを御説明するときのロジックとして、死亡相続のときは突然起こることなのだけれども、生前の営業譲渡の場合は、計画的にできるものなので、少し違いますねということ、これまでは説明をしてきたのですが、うちの生活衛生課の文章を読んでいただくとわかりますが、これまではそう説明してきたのですけれども、ただ、個人事業主の多くの方々が高齢化しているので、事業承継が待ったなしだという状況もわかりますので、そこを踏まえて政府全体の方針も踏まえて前向きに検討するという流れでございますので、そんなにおかしくはないかなと思っているのですけれども。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○八剣専門委員 法律上、生前の営業譲渡手続はしてはいけないと書いてあるのですか。

○竹林課長 そういうのではなくて、生前に営業譲渡手続をするときには、新規の許可を得るときと同じ手続だということが書いてあるだけなので、やってはいけないということではないのですけれども、手続が少し煩雑でよくないという向きもあるということなのだと思います。

○八剣専門委員 「従来の取扱い」の2段目を正とするのだとすると、3段目は、私はどうしてもつながらないと思うのですけれども、ここの部分がなくて2段目という、要するに、私がおかしいですかね、不合理であると言いつつ、生前の営業譲渡をしないのだったら、スムーズに行くということはある得ないのですね。そう私は思いますが。

○高橋部会長 ですから、生前の営業譲渡についてスムーズに行くようにしてくださいと、そういう話だと思います。委員の御主張はそうだと思いますので、是非、そういう方向で主体的に取り組んでいただければと、要するに、ほかの省庁の動きもあってから一緒にやりますというのではなくて、厚労省としてやりますと言っていたきたいという話だと思います。

では、林先生、どうぞ。

○林委員 御説明ありがとうございます。

少し不勉強なので教えていただきたいのですけれども、資料1の対応方針に書かれております文章の意味について教えていただきたいと思います。まず、2行目の「他法における対応」というのは、何という法律について、どういう対応をするということを、今、検討されているのか、また、どんな検討状況なのかということをお教えいただきたい。

2点目は、「踏まえた上で、簡素化に向けて検討を進める」とは、どのように簡素化する検討なのか、その内容について教えていただきたい。現状では生前の営業譲渡の場合、新しく営業者になろうとする者は、新しく営業許可を受ける必要があるが、果たして、新しく営業許可を受ける必要がなくなる方向での簡素化という意味で検討をお進めになっているのかどうか。そして、「検討を進める」というのは、どこの場で、いつまでに検討されるという御説明なのでしょうか。

○高橋部会長 いろいろと御質問があったと思いますが、要するに、他法というのは、ど

ういう意味でしょうかということと。

○道野課長 この対応方針の内容でございますけれども、食品衛生法に基づく事業承継に関して、他法におけるというのは、特段どの法律ということではなくて、要は、事務局のほうからも伺っているのは、政府全体の方針として、こういった事業承継の手続を簡素化するという方針のもとで、もちろん、食衛法についても進めていくということについて、お答えをしたものであります。したがって、特定の法律を指しているものではございません。

それから、方向性として簡素化を進めるというのは、現状の情勢を踏まえて政府として検討を進める必要があるという方向性において、同様にして食品衛生法についても対応していきたいという意味であります。特段何か検討の場があるということではございません。

○林委員 政府として全体的に行政手続の簡素化をするという方針は、もう周知の事実で、政府の一部である厚生労働省においても、それを所与のものとして本件について御検討をいただいていると思いますので、他法における対応の検討状況を待ったり、踏まえたりするまでもなく、どのように簡素化するかをダイレクトに御検討していただく場面として、ここで議論をしているのではないのでしょうか。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

簡素化の方針をきちんと出してくれませんか、こういうお話だと思いますけれども。どうぞ。

○竹林課長 私どもの法律だけではなくて、ほかの業にも同じような規定があるということとございまして、本質的に、特に業の特殊性によって状況が異なるというものでもないと思いますので、政府全体として、統一的に足並みをそろえていくということなのだと思います。

他法の状況をよく踏まえてということの意味ですけれども、少なくとも、今、法律では、このような現状の規定になっています。ですので、法改正をしないと、簡素化の方向に向かわないわけなのですけれども、一旦法改正をしてしまった後に問題が出てきても、後戻りすることができませんので、そういう意味で、前向きなのだけれども慎重に検討をしなければいけないというときに、私どもの頭だけで考えるよりも、似たような規定を持っている他省庁の人の頭でも考えても、なお、簡素化するのが適当で、かつ、簡素化をする程度についても、この程度まで簡素化しましょうというのを、みんなの頭で考えて進んでいったほうが手堅いだろうということも含めて、他省庁の検討状況を踏まえるということだと思っております。

○林委員 でも、それは、食品衛生法上の営業認可とリンクする、これを考える上で必要不可欠な他法であればともかく、そういう特別なものはないというのが当初のお答えでしたので、そうであれば、別に他省庁の検討状況を踏まえるまでもなく厚労省として御検討いただくことに何ら支障はないのではないかと思います。

また、先ほど、他の権利者、相続人に当たる方々が生前の営業譲渡について争いがある

場合が考えられるということなのですが、それは、生前の営業譲渡手続の有効性の問題であって、それについては、営業譲渡手続が有効に行われているかどうかの確認をすれば足りることでありまして、それと、新たに営業認可を受ける必要があるかどうかという行政の話とは、また、別の話であると思いますので、何かそこら辺の交通整理というか、考え方の整理もしていただく必要があるのではないかと思います。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○竹林課長 中身的なことは、今、先生のおっしゃったようなことも踏まえて検討はしていくのだと思いますが、ただ、業に特殊な事情がないのであれば、政府全体として、同じような規定を持っているのであれば、同じような改め方をするべきなのだろうと思いますので、そこは足並みをそろえて、要は、うちうちの都合だけで改正をしましたけれども、よその業種の所管のほうは、うちはやりません、みたいなことになると、なぜ、一方はやって、一方はやらないのか、そこが業の特殊性によって説明できる範囲のことであれば、それはそれで進んでいけるのだと思いますけれども、そういったことを見極めて検討していく必要があるのではないかとということを申し上げているだけです。

○林委員 いや、それは、おかしいと思います。なぜ、一方がやって、なぜ、一方がやらないのかというのは、やらないほうが責められるべきであって、やることについて何ら支障がないのであれば、簡素化するという方針があるのですから、トップランナーになって厚生労働省がやるべきではないのでしょうか。

○竹林課長 もちろん、政府全体の足並みをそろえるという努力の中で、理由もなく、うちはやらないというような省庁が出てきて、我々は検討の結果、やはりやったほうがいいとなったときには、それをやらないというところが、多分、やらないことの説明責任を負うのだと思いますけれども、普通に考えますと、今の状況を踏まえて、先ほど先生からもお話がありましたように、行政手続を簡素化するという大きな方向性と、あと、事業承継が待たなしの政府の課題だという中で、おおむね意見は収れんしていくものだと思うのですが、ただ実務的な観点で、実はこういう問題があるね、みたいなことが、よその省庁から出てきたとした場合には、我々もそのことについて考えなければいけないので、そういう意味で、複数の頭脳というか、頭で考えたほうが、より手堅い結論が得られるのではないかとということを申し上げているだけでございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

そこは、まず、実態論が重要で、その業に伴う実態論というのは極めて重要だと思います。先ほど林委員がおっしゃったように、事業承継の手続がしっかりしていれば、あとの民法上の話というのは行政とは関係ありません。それはきちんと生前承継の手続を組み立てていただいて、あとは、それに絡む相続の話というのは、これは、行政の手続と全く関係ないので、そこは、行政法上は切れるという話だと思いますので、そこは、余り御心配になる必要はないのではないかと、私は思うのですが、そこは、いかがでしょうか。

道野さんだと思いますが。

○道野課長 あくまでも実務的な問題と御認識をいただければ、制度的な問題というよりは、実務的に現場での混乱も、我々はある程度考慮をしてやっていかなければいけないというのが現実でございますので、それを申し上げただけで、別に制度的な問題として申し上げたわけではございません。

○高橋部会長 だから、もともと相続承継であっても、そういう話はあるのです。何も生前承継についてだけ、それを特に気にされるという話ではないのではないのでしょうか、そういう実態論を申し上げたので、そう思います。

実態論という話だと、ほかは、いかがでしょうか。

どうぞ。

○濱西専門委員 1点確認をさせていただきたいのですけれども、手続の簡素化として、生前の事業承継が、例えば届出だけでいいというような内容になってきた場合に、厚生労働省関係で食品衛生法以下幾つかの法律があるのですが、こういう点が問題になり得るとか、そういう個別の特別の事情、そういうものが今、検討しておられて何か出てきているのでしょうか。

要は、全体的に、ある程度そろえていく必要があるというのは、よくわかる話なのですが、全体的にそろえるに当たって、こういう懸念があるとか、そういう個別の特別の事情が、この食品衛生法以下の5法についてあるのかどうか、その点について今の検討状況を教えていただけないでしょうか。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○道野課長 現時点で、何かそういう具体的な、例えば、自治体で現行制度の下でもトラブルがあって、こういう懸念があるという具体的なものがあるわけではございません。

ただ、例えば、食品衛生法の場合は、要は許可の名宛て人が、その設備の維持管理、基準に合うようにということ进行管理してもらうわけですので、要は被相続人の人といえますか、事業承継者が確実にそれをしていただければいいわけですし、もしもされない場合には行政処分もできるわけですから、そういった意味で言うと、制度的には、手当ても対応は可能だと考えております。

ただ、そういうのを広範に言い出したら切りがないのですけれども、そういったことを広範に、言ってみれば、あっせんするような業態などが出てきた場合に、施設基準に反するようなものというのが出てくると困ると、それはあるわけですが、基本的に、今、具体的な事例があるということで検討をしているものがあるというわけではございません。

○高橋部会長 濱西専門委員、今のお話いかがですか。

○濱西専門委員 現時点では、特に懸念すべき点はなくて、基本的には、他法もにらみながら検討を進めていただけると理解をさせていただきました。それでよろしいですね。

○高橋部会長 にらみながらというのは、御省の実態を把握していただいて、やれるものはちゃんとやっていただくと、政府の方針にのっとってやっていただくと、そういう理解ですね。

○道野課長 はい。

○高橋部会長 食品衛生法の改正については、勉強をさせていただきました。ただし、これとは全く別筋の改正なので、その中で話が出てこなくても、これは、不思議はないと思います。それは多分そうだと思います。その点を聞いている改正ではないので、是非、そういう意味では、改めて実態をとっていただければ、これだけ出てきていますので、多分、需要はたくさんあると思います。是非、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あれこれ気にし出したら切りがないので、そこは本当に明確な支障がないとなれば、思い切って届出等に簡素化していただく方向で御検討をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続き、よろしくお願ひいたします。

本日の議題は、以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程なのですが、14日の金曜日、9時15分から、定足数の関係もございますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○高橋部会長 では、どうもありがとうございました。